

大和町キャラクターの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和町キャラクター「アサヒナサブロー」、「アサヒナ十三郎」と「お殿様」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領におけるデザインとは、大和町(以下「町」という。)が定めたキャラクターの基本デザイン及び展開デザイン(別図)をいう。

(キャラクターの権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、町に属する。

(使用の申請)

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとする者は、使用する日の1月前までに大和町キャラクター使用申請書(様式第1号)にキャラクターの使用状況が分かる見本を添付して町長に提出し、その許可を受けなければならない。次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町及び町職員が業務に関し使用するとき
- (2) 町内の学校関係機関が教育の目的で使用するとき
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
- (4) その他町長が適当と認めたとき

2 町長は前項の規定において、営利目的として使用する場合は、次の各号いずれかに該当するものに限り受けることができるものとする。

- (1) 大和町内に住所を有する者
- (2) 大和町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (3) その他町長が適当と認めた者

(使用の許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を許可するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき
- (2) 町の信用又は品位を害するとき又はそのおそれがあるとき

(3) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教団体を支援又は公認していると誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場。

(5) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき

(6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき

(7) キャラクターのイメージや品位を傷つけるおそれがあるとき。

(8) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの使用が適当でないと思われるとき

(9) その他町長が使用について適当でないと思えたとき

2 町長は前項の規定によりデザインの使用を許可するときは、大和町キャラクター使用許可通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、使用を許可しないときは、大和町キャラクター使用却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定によりデザインの使用を許可する場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可を受けた目的のみに使用すること

(2) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと

(3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと

(4) 町で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。ただし、町長が特に認めた場合は、他の図案、文字等と組み合わせて使用することができる

(5) キャラクターの「お殿様」については、「アサヒナ十三郎」と共に使用する場合を除き使用を禁止するものとする

(6) キャラクターを使用した商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと

(7) 当該使用に係る物件の完成品を速やかに町長に提出すること。ただし、完

成品の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする

- (8) キャラクターを使用した商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許可番号（大和町キャラクター アサヒナサブロー（又はアサヒナ十三郎とお殿様） #（許可番号））をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。ただし、町長が適当と認めたときはその限りでない

- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること

（使用許可の変更等）

第7条 使用者は、デザインの使用許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大和町キャラクター使用変更許可申請書（様式第4号）に使用許可書の写しを添えて町長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該使用許可に係る変更の適否について、許可するときは大和町キャラクター使用変更許可通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとし、許可しないときは、大和町キャラクター等使用変更却下通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

（使用許可の取消し）

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用許可を取消することができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき

- (2) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたと認められるとき

- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めたとき

- 2 町長は、前項の規定により使用許可を取消するときは、大和町キャラクター等使用許可取消通知書（様式第7号）により使用者に通知するものとする。

- 3 町長は、前項の規定による通知を受けた使用者（以下「許可取消者」という。）に対して使用物品の回収を求めることができる。

- 4 前項に規定する使用物品の回収に係る費用その他の使用許可取消しに伴い発生する費用の一切は、許可取消者が負担するものとする。

- 5 町は、前項に規定するもののほか、許可取消者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

（商標権等の設定禁止）

第9条 使用許可者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（使用料）

第10条 キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

（使用に関する責任）

第11条 使用者は、デザインの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、町は、損害賠償、損失補填等の一切の責任を負わない。

（損害補償）

第12条 使用者は、デザインの使用に起因する問題により町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第13条 この要領に関する事務は、大和町商工観光課が行う。

（補足）

第14条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成31年2月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に大和町商標登録使用許可を受けている者は、大和町キャラクターの使用に関する要領第5条の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年8月26日から実施する。

様式第1号（第4条関係）

大和町キャラクター使用許可申請書

年 月 日

大和町長 浅野 元 殿

申請者 住所 _____

(所在地)

氏名 _____

(名称及び代表者名)

大和町キャラクターの使用をしたいので申請いたします。なお、使用にあたり大和町キャラクターの使用に関する要領を遵守いたします。

記

使用目的	
使用方法 (商品名、規格名)	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用デザイン	※裏面一覧より、使用するものに○をつけてください。
担当者連絡先 (氏名・電話番号・メールアドレス)	

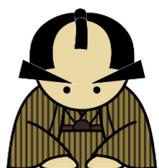
添付書類

- (1) 使用する物品の見本又は見本の写真等
- (2) 企業、団体等の概要が分かるもの、個人の場合は身分証明書等
- (3) その他

(裏面)

○大和町キャラクター等デザイン一覧

使用するデザインの番号を丸で囲んでください。

A-1	A-2	A-3	A-4	A-5
				
A-6	A-7	A-8	A-9	A-10
				
A-11	A-12	B-1	B-2	B-3
				
B-4	B-5	B-6	C-1	C-2
				
C-3				
				

※「C-1~C-3」は「B-1~B5」と合わせて使う場合を除き、使用禁止。

様式第2号（第5条関係）

大和町キャラクター使用許可通知書

第 号
年 月 日

殿

大和町長

年 月 日付けで申請のありました大和町キャラクターの使用について、下記の条件を付して許可します。

記

使用条件

- ① 大和町キャラクターの使用については十分に配慮すること。また、完成品又は完成品の写真を提出してください。
- ② 今回申請された目的以外には使用しないこと。要領の規定違反、不正な使用等が認められる場合、許可の取消し等の必要な措置をとる場合があります。
- ③ 許可が取消されたときは、許可取消の日から使用することはできません。
また、取消しにより使用者に生じた損害について、大和町は一切の責任を負いません。
- ④ 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することは出来ません。
- ⑤ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、大和町は一切の責任を負いません。

様式第3号（第5条関係）

大和町キャラクター使用却下通知書

第 号
年 月 日

殿

大和町長

年 月 日付けで申請のありました大和町キャラクターの使用について、下記の理由により承認できません。

記

(理由)

様式第4号（第6条関係）

大和町キャラクター使用変更許可申請書

年 月 日

大和町長 殿

申請者 住所 _____

(所在地)

氏名 _____

(名称及び代表者名)

年 月 日付け第 _____ 号で許可を受けた大和町キャラクターの使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

	前回の許可申請内容	変更する内容 (変更する部分は詳細に記載)
使用目的		
使用方法		
使用期間		
使用デザイン (裏面参照)		
使用場所		

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本又は見本の写真等
- (2) 当初の使用許可書の写し
- (3) その他

(裏面)

○大和町キャラクター等デザイン一覧

A-1	A-2	A-3	A-4	A-5
				
A-6	A-7	A-8	A-9	A-10
				
A-11	A-12	B-1	B-2	B-3
				
B-4	B-5	B-6	C-1	C-2
				
C-3				
				

※「C-1~C-3」は「B-1~B5」と合わせて使う場合を除き、使用禁止。

様式第5号（第6条関係）

大和町キャラクター使用変更許可通知書

第 号
年 月 日

殿

大和町長

年 月 日付けで変更申請のありました大和町キャラクターの使用について、変更を許可します。

なお、使用に当たっては下記の点に注意してください。

記

使用条件

- ① 大和町キャラクターの使用については十分に配慮すること。また、完成品又は完成品の写真を提出してください。
- ② 今回申請された目的以外には使用しないこと。不正な使用等が認められる場合、許可の取消し等の必要な措置をとる場合があります。
- ③ 許可が取消されたときは、許可取消の日から使用することはできません。
また、取消しにより使用者に生じた損害について、大和町は一切の責任を負いません。
- ④ 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することは出来ません。
- ⑤ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、大和町は一切の責任を負いません。

様式第6号（第6条関係）

大和町キャラクター使用変更却下通知書

第 号
年 月 日

殿

大和町長

年 月 日付けで変更申請のありました大和町キャラクターの使用について、下記の理由により却下します。

記

(理由)

様式第7号（第7条関係）

大和町キャラクター使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

殿

大和町長

年 月 日に第 号付けで通知している許可について、下記の理由により取消します。

記

(理由)

(別図)

○大和町キャラクターデザイン一覧

A-1	A-2	A-3	A-4	A-5
				
A-6	A-7	A-8	A-9	A-10
				
A-11	A-12	B-1	B-2	B-3
				
B-4	B-5	B-6	C-1	C-2
				
C-3				
				

※「C-1~C-3」は「B-1~B5」と合わせて使う場合を除き、使用禁止。